

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
看護職員修学資金貸付規程

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院看護職員修学資金貸付規程

平成 26 年 4 月 1 日

規程第 6 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、将来、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）の助産師及び看護師（以下「看護職員」という。）として勤務しようとする者に対し、修学資金の貸付けについて必要な事項を定め、もって有能な医療従事者の育成及び地域医療の充実に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護職員 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する助産師及び第 5 条に規定する看護師をいう。
- (2) 大学 法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する大学
- (3) 看護専門学校等 法第 21 条第 1 項第 2 号に規定する学校
- (4) 看護師養成所 法第 21 条第 1 項第 3 号に規定する看護師養成所
- (5) 2 年課程学校 免許を得た後 3 年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師が、看護師資格を取得するために 2 年以上修業する、法第 21 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する大学、看護専門学校等又は看護師養成所

(貸付けの対象)

第 3 条 修学資金の貸付けを受けることのできる者は、将来、法人に看護職員として勤務しようとする者で、大学、看護専門学校等、看護師養成所又は 2 年課程学校に入学しようとする者又は在学中の者のうち法人の理事長（以下「理事長」という。）が認めた者とする。

2 修学資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度理事長が決定する。

(修学資金の額及び貸付期間)

第 4 条 修学資金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学に入学しようとする者又は在学中の者のうち理事長が認めた者は、月額 3 万円
- (2) 看護専門学校等、看護師養成所、2 年課程学校に入学しようとする者又は在学中の者のうち理事長が認めた者は、月額 3 万円
- (3) 看護専門学校等、看護師養成所、2 年課程学校を卒業し、看護師資格を取得した者で、

- 助産師資格を取得するため、引き続き大学に入学しようとする者は、月額 3 万円
- (4) 看護専門学校等、看護師養成所、2 年課程学校を卒業し、看護師資格を取得した者で、助産師資格を取得するため、引き続き看護専門学校等、看護師養成所に入学しようとする者は、月額 3 万円
- 2 修学資金を貸し付ける期間は、修学資金の貸付けが決定された日の属する月から卒業する日の属する月までとする。ただし、貸付けの最初の月について、その年度の 4 月に遡及して貸し付けることができる。
- 3 修学資金を貸し付ける期間は、大学、看護専門学校等、看護師養成所又は 2 年課程学校の修業年限を超えることができない。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、助産師資格を取得するため、卒業後、引き続き大学、看護専門学校等又は看護師養成所に入学した場合は、それを卒業する日の属する月まで貸し付ける期間を延長するものとする。

(修業資金の利息)

第 5 条 修学資金は、無利息とする。

(貸付けの申請)

第 6 条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 在学証明書又は入学試験合格証の写し
- (3) 戸籍抄本
- (4) 健康診断書
- (5) 成績証明書（大学、看護専門学校等、看護師養成所又は 2 年課程学校の 1 年生に在学する者は、卒業した高等学校の成績証明書又はこれに準ずる証明書）
- (6) 第 8 条に規定する連帯保証人（以下「保証人」という。）にかかる前年の源泉徴収票又は所得証明書

(貸付けの決定)

第 7 条 理事長は、前条の申請書類の審査及び必要に応じて選考試験を行い、修学資金の貸付けを行うことが相当であると認めたときは、貸付けを決定し、当該申請者に対し、修学資金貸付決定通知書（様式第 2 号）を交付する。

- 2 選考試験は、申請者に対して実施し、筆記試験、口述試験その他の方法から理事長が決定する。
- 3 理事長が必要と認めた場合は、保証人に対し、面接を行う。
- 4 第 1 項の規定による通知書の交付を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、通知

書を受取った日から起算して 20 日以内に、誓約書（様式第 3 号）を理事長に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第 8 条 貸付決定者は、保証人 2 人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「修学生」という。）と連帯して債務を負担しなければならない。

3 修学生が未成年者である場合には、保証人のうち 1 人は、その者の法定代理人でなければならない。

（修学資金の交付）

第 9 条 修学資金は、毎年度 1 2 月分ずつ交付するものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

（借用証書）

第 10 条 修学生は、貸付けを受けた後、速やかに看護職員修学資金借用証書（様式第 4 号）を理事長に提出しなければならない。

（届出義務）

第 11 条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

（1）氏名、住所又は在学する学校を変更したとき。

（2）退学又は原級留置したとき。

（3）修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

（4）休学し、又は停学の処分を受けたとき。

（5）復学したとき。

（6）保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は保証人が死亡し、破産の宣告を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。

（7）修学に関し、他の資金の貸付け又は支給を受けたとき。

（8）在学する学校を卒業したとき及び当該学校を卒業した日から起算して 1 年以内に当該学校に係る免許を取得したとき。

2 修学生が死亡したときは、保証人は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

3 理事長は、修学生及び保証人に対し、必要に応じて次の各号に掲げる書類の提出を求めることができる。修学生及び保証人は、正当な理由なくこの求めを拒否してはならない。

（1）修学生にかかる成績証明書

- (2) 保証人にかかる前年の源泉徴収票又は所得証明書
- (3) その他、理事長が必要と認めた書類

(貸付けの決定の取消し及び停止)

第12条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 退学又は原級留置したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
- (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- (6) 前条第1項に規定する届出をしなかつたとき。
- (7) 前条第3項に規定する書類の提出をしなかつたとき。
- (8) 前条第3項に規定する書類について、虚偽の書類を提出したとき。

2 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止する。この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、当該修学資金は、復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。

(修学資金の返還)

第13条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（前条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかつた期間を除く。）に相当する期間内に一括、月賦又は半年賦の均等払により修学資金を返還しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 修学生が、大学、看護専門学校等、看護師養成所又は2年課程学校を卒業後、直ちに看護職員として法人の職員とならなかつたとき。

ただし、助産師資格を取得するため、卒業後引き続き、大学、看護専門学校等又は看護師養成所に入学する場合を除く。

- (3) 修学生が、法人の職員となつた後に次条各号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は法人において看護職員の業務に従事しなくなつたとき。

2 修学生は、修学資金を返還しなければならないときは、その理由が生じた日から起算して20日以内に、修学資金返還明細書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

3 修学生は、前項の規定により提出した書類の内容を変更しようとするときは、その理由を記載した修学資金返還方法変更申請書（様式第6号）を理事長に提出して、その承認を受けなければならない。

(返還債務の免除)

第 14 条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の返還債務（履行期が到来していないものに限る。）の全部を免除する。

(1) 修学生が、大学、看護専門学校等、看護師養成所又は2年課程学校を卒業後、直ちに法人の職員となり、かつ、引き続き看護職員として業務に従事した期間が、修学資金の貸付けを受けた期間（病気、負傷等やむを得ない理由により看護職員の業務に従事できなかった期間を除く。）の期間に達したとき。

ただし、貸付を受けた期間が2年未満の場合であっても、2年間は看護職員として業務に従事することを必要とする。

(2) 前号に規定する看護職員の業務に従事している期間中に、看護職員の業務上の理由により死亡したとき又は業務に起因する心身の故障のため看護職員の業務を継続することができなくなったとき。

2 理事長は、修学生が、死亡、心身の故障その他やむを得ない事情により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、貸し付けた修学資金にかかる返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還免除の申請)

第 15 条 前条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする修学生又は保証人は、修学資金返還免除申請書（様式第7号）に、免除を受ける資格を有することを証するに足る書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(返還免除の決定)

第 16 条 理事長は、前条の規定による申請書を審査し、返還を免除すべきものと認めたときは、返還免除を決定し、速やかに、当該申請者に修学資金返還免除決定通知書（様式第8号）を交付するものとする。

(返還の猶予)

第 17 条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

(1) 第12条第1項第2号から第5号までの規定により、修学資金の貸付け決定が取り消された後も引き続き当該大学、看護専門学校等、看護師養成所又は2年課程学校に在学しているとき。

(2) 大学、看護専門学校等、看護師養成所又は2年課程学校を卒業後、更に他の看護職員を養成する施設において修学しているとき。

2 理事長は、修学生が、法人において看護職員の業務に従事しているとき又は災害、疾病

その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、その業務に従事している期間又はその理由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。ただし、猶予期間は、2年を超えることができない。

- 3 前2項の規定により修学資金の返還猶予を受けようとする修学生は、修学資金返還猶予申請書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。

（返還猶予の決定）

第18条 理事長は、前条の規定による書類を審査し、返還を猶予することが必要と認めた場合は、返還猶予を決定し、速やかに、当該申請者に修学資金返還猶予決定通知書（様式第10号）を交付するものとする。

（延滞金）

第19条 修学生は、修学資金を返還すべき期間内にこれを返還しなかったときは、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院会計規程（平成22年規程第43号）第30条の規定により延滞金を支払わなければならない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行し、改正後の様式第7号は、令和元年8月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。